

広島県訪問看護ステーション協議会から事業所の皆様へお知らせ

訪問看護ステーションの事業に関する相談支援事業

～専門看護師・認定看護師がお応えします～

訪問看護のことで困っていることはありませんか

訪問看護ステーションで働いている専門・認定看護師が次のような相談にお応えします。相談を希望する事業所は、裏面の相談支援事業相談依頼書に相談内容を記載の上 **F A X** で事務局宛に送付ください。事務局が審査し、担当看護師が連絡いたします。なお平成 30 年度の基金事業のため、申込多数の場合は対応できない場合があることをご了承ください。
(平成 30 年 12 月～2 月末までの間で実施)

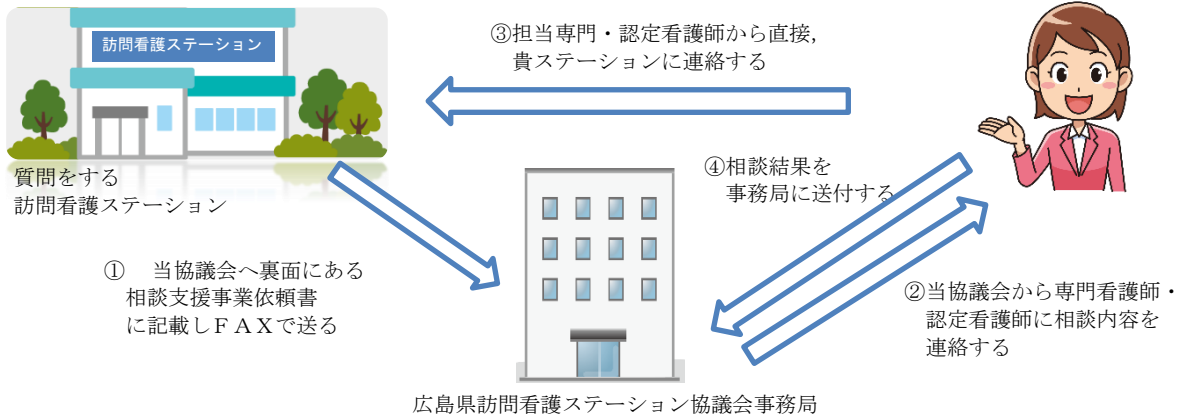
このような相談にお応えします

- 訪問看護現場の困りごとに関すること
- 訪問看護ステーションの管理運営や人材育成に関すること
- 緩和ケア・終末期ケア及びエンゼルケアに関すること
- リンパ浮腫とケアに関すること。痛み評価と症状マネジメント
- 皮膚排泄に関すること
- 支援困難事例の検討 等

相談支援事業に関する相談料金，利用方法等

○相談：無料（30 年度は 1 ステーションにつき 1 回，全体で 10 回までとする）

○利用方法（当協議会に裏面の相談依頼書により F A X で相談内容を送ってください）



※但し、相談内容や相談多数等対応が難しい場合は、直接協議会から質問訪問看護ステーションに連絡します。併せて次年度の研修計画に組み込めるような対応の方向を検討したいと思います。

申込締め切り：平成 30 年 12 月 25 日（火）

広島県訪問看護ステーション協議会 電話：0848-76-1111 F A X 0848-76-3002
〒722-0393 広島県尾道市御調町市 124（公立みつぎ総合病院内）

相談支援事業依頼書

相談依頼日 平成 年 年 月 日

◎依頼者情報

訪問看護ステーション名		管理者氏名	
住 所		電話番号	
eメールアドレス		FAX番号	
訪問看護ステーション加入状況	加入している	未加入である	

◎相談支援事業依頼内容

具体的に記載を。(参考に疼痛緩和の困難事例, 小児の在宅支援などわかりやすく記載をして下さい)

訪問看護・がん看護・がん性疼痛看護・緩和ケア・認知症看護・摂食嚥下障害看護・皮膚排泄ケア・感染管理分野の専門・認定看護師が対応します。

この依頼書は個人情報に配慮しFAXにより送付ください。

広島県訪問看護ステーション協議会 行

〒 722-0393

住所 尾道市御調町市124 公立みつぎ病院内 広島県訪問看護ステーション協議会事務局 大浦

電話 0848-76-1111 FAX 0848-76-3002